

兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアルの概要

平成30年7月17日
兵庫県災害対策課

1. 福祉避難所機能強化促進 モデル事業の取組概要



1. 福祉避難所機能強化促進モデル事業の取組概要 — 経緯 —

- 平成28年熊本地震発生において福祉避難所設置・運営に関する**知識・ノウハウの不足**といった課題が顕在化
- 直接死を上回る**災害関連死**が発生
【 死者266人、うち災害関連死211人（約80.0%） ※平成30年6月28日現在 】



- 市町の実施する**福祉避難所の設置・運営訓練**の支援
- 訓練の実施に先立ち、**福祉避難所の設置・運営研修**の開催
- モデル訓練の結果等を踏まえ**マニュアルの作成**



福祉避難所設置・運営研修

- **趣 旨** 市町が設置する福祉避難所の確保・充実を図るとともに、災害発生時に円滑・迅速に設置・運営できるよう、行政関係者等を集め、**本県で初めて**となる研修を開催
- **日 時** 平成29年7月7日（金）14:00～17:00
- **場 所** ラッセホール サンフラワー
- **参加者** 市町(防災・福祉)、県社協、市町社協、看護協会ほか 計 約 9 0 名
- **内 容**
 - 災害時要援護者支援の推進(ひょうご防災減災推進条例等)
県防災企画課 主幹 野田 正裕
 - 福祉避難所の概要等
県災害対策課 班長 進藤 敦彦
 - (社福) 愛和会における福祉避難所開設・運営マニュアル作成の取組
(社福) 愛和会 事務長 中川 仁
 - 福祉避難所とは、実際の支援現場から考える
別府市危機管理課 村野 淳子



福祉避難所設置・運営訓練



訓練内容は、マニュアルに記載のほか、動画で視聴（「ひょうごチャンネル」
URL:<http://hyogoch.jp/>）できます。

市町名	実施日	施設名	訓練の特徴
姫路市	H29.9.3(日)	いやさか苑	聴覚障害者への手話通訳による情報提供を伴う訓練
明石市	H29.9.1(金)	市立総合福祉センター	一般の避難所に設ける福祉避難室から福祉避難所への移送訓練
芦屋市	H29.7.2(日)	芦屋アラベラの家	民生委員や自治会等が参画した地域と連携した訓練
伊丹市	H30.1.21(日)	いたみ杉の子	福祉避難所設置・運営マニュアルに基づく訓練
丹波市	H29.9.3(日)	丹寿荘	大丹波連携による県外自治体と連携した訓練
南あわじ市	H30.1.27(土)	さくら苑	津波浸水被害想定地域での訓練
朝来市	H30.2.20(火)	立雲の郷	市職員の手順を確認することに焦点を当てた訓練
淡路市	H29.11.5(日)	北淡中学校	福祉避難室でのトリアージに基づく福祉避難所開設訓練
宍粟市	H29.11.19(日)	メイプル福祉センター	社会福祉協議会との手話通訳者の派遣調整を伴う訓練
太子町	H29.12.3(日)	虹	防災リーダーの専門的知識やノウハウを生かした訓練



2. 『兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアル』の概要



2. 兵庫県福祉避難所運営・訓練マニュアルの概要 —趣旨・目的—

県

市町や施設の参考となるよう、災害時での福祉避難所の運営や、平時での訓練の企画や実施にあたり、実施すべき事項や手順、留意事項を具体的に明示



市町
施設

市町や施設における福祉避難所運営マニュアルの作成・充実や訓練の促進



結果

災害時要援護者の避難生活支援の一層の充実・強化



Point 1 市町編と施設編に分冊

災害時における福祉避難所の開設・運営にあたり、**市町と施設でそれぞれ対応すべき項目を分けて編纂**

Point 2 災害対応をタイムライン形式に

福祉避難所の開設から閉鎖に至る**5つのフェーズ**ごとに、対応すべき項目・内容や留意事項を**時系列**で掲載

Point 3 近年の災害での教訓・事例をコラムで紹介

東日本大震災、熊本地震や鳥取県中部地震などにおける福祉避難所の運営に関する**教訓**や**対応事例**を掲載



Point 4 先進的な自治体などの取組を注記

福祉避難所の運営の充実・強化の参考となる自治体などの**先進的な取組**を参考注記

Point 5 訓練編の作成と実際の訓練の短編ビデオを所収

福祉避難所運営の企画・実施方法や留意事項を掲載した**訓練編**を設け、モデル事業として実施した10市町の訓練の様子を**DVD**に所収

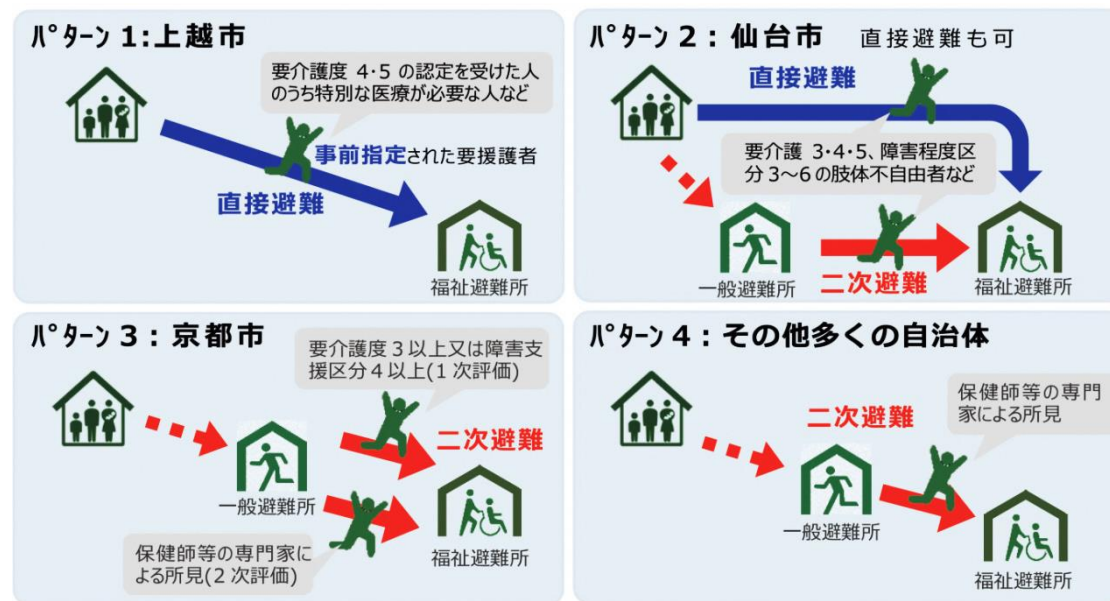


☑ 福祉避難所の役割

- 福祉避難所は、災害時に要援護者を受け入れるために市町が指定した特別な配慮がなされた避難所で、**災害関連死等**の二次災害を防ぐ

☑ 福祉避難所への避難フロー及び受入れ対象者

- 福祉避難所に受け入れる者は、身体等の状況が**特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者**で、その家族を含めても差し支えない
- 個別支援計画の策定等を通じ、福祉避難所に**直接避難**することが望ましい



図表1 各自治体の避難フロー及び対象者の例



直接避難への取組（新潟県上越市）

福祉避難所確保数（平成30年3月末現在）

【箇所数】 **40** 法人 **101** 施設 【収容者数】 約 **1,000** 人

直接避難指定者（平成30年3月末現在）

433 人（高齢者 **248** 人・障害者 **185** 人）【参考】要支援者名簿**1**万人

- 身体障害者手帳 **1・2** 級、精神障害者保健福祉手帳 **1** 級、療育手帳 **1** のいずれかを所持する人のうち障害支援区分 **5・6** に該当する人など
- **緊急入所への切替も見据え**、避難所生活が困難な方として、介護度や障害等級が重たい方を対象に直接避難対象者として選定・指定
- 指定にあたっては、**具体的な個別支援計画を作成し、受入れ施設に提供**（指定時に提供に関する同意取得）

体制整備

- 定期的な意見交換会や訓練
- マニュアル策定

直接避難の実績

- 九州北部豪雨（7月）
- 台風21号（10月）



☑ 福祉避難所の指定

- 要援護者数や要援護者の状況(要介護度・障害種別等)・ニーズに応じた福祉避難所を確保する
- 施設や運営主体の違いなどを踏まえ、福祉避難室を設けるなど**段階的・重層的**に機能を確保する

	福祉避難所			
	福祉避難室	社会福祉施設(公共)	社会福祉施設(民間)	宿泊施設
開設	◎ ・即時の開設可能	○ ・比較的早期の開設可能	▲ ・運営体制の確保が必要 ・入所者の対応が不可欠 ・施設との調整が必要	▲ ・事業者と調整が必要
施設	▲ ・ユニバーサル対応では必ずしもない ・プライバシーの確保が必要	○ ・建物や設備がユニバーサル対応となっていて多い	◎ ・建物や設備がユニバーサル対応となっている	○ ・個室提供によるプライバシーの確保
人材	▲ ・福祉人材の確保が必要	○ ・福祉専門職による補助的な支援が一定あり	◎ ・福祉専門職による補助的な支援あり	▲ ・福祉人材の確保が必要
物資・資機材	▲ ・様式トイレや段ボールベッド等の確保が必要	○ ・ベッドや布団等あり ・一定期間生活するための物資等あり ・介護用品等を備えている施設は少数	◎ ・ベッドや布団等あり ・一定期間生活するための物資等あり ・介護用品等の備えあり	○ ・ベッドや布団等あり ・一定期間生活するための物資等あり ・介護用品等を備えている施設は少数
その他	・一般避難者との対応に調整が必要	・受入人数に制限あり ・避難の長期化による本来業務へ支障あり	・入所者との対応に調整が必要 【入所型施設の場合】 ・受入人数に制限あり ・避難の長期化による本来業務へ支障あり	・事業者側で生活に必要なサービスを一手に担うことが可能(職員の負担減) ・観光シーズン等における長期の利用が困難場合あり

図表2 福祉ニーズの判断基準の例



☑ 福祉避難所の周知

- 要援護者及びその家族、自主防災組織や支援団体等に対して、福祉避難所の情報を周知する。
- **一般の避難者が福祉避難所に避難することがないよう**、福祉避難所が要援護者を対象とした避難所であることを多様な媒体や訓練を通じて周知する。
- 担当ケアマネジャーや民生委員が参画した**個別支援計画（マイプラン）等の作成過程**で、福祉避難所の役割や場所を広く関係者に周知することも検討する。

☑ 関係機関との意見交換（連携強化）

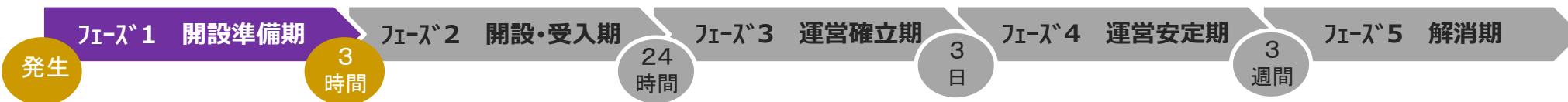
- 福祉避難所の迅速かつ円滑な開設・運営を行うにあたり、**多様な機関との連携強化が必要**であるため、平時から、福祉避難所となる施設や庁内関係課で意見交換する場を設ける。



フェーズ 1

開設準備期（発生～3時間）





☑ 被害状況の確認・報告

市町 施設

- 施設管理者は、災害発生後、施設や設備の被害状況、入所者等の状況や職員の参集状況等を確認し、**直ちに市町に報告** **施設様式1** する。

☑ 被害状況の確認

市町 施設

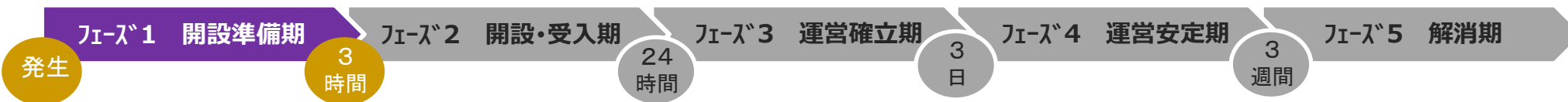
- 災害発生後、直ちに福祉避難所の施設管理者等からの施設や設備の被害状況、ライフラインの状況や職員の参集状況等の**報告を確認**する。
- **通信手段が不通**の場合は、巡回調査により確認する。

☑ 開設要請

市町 施設

- 施設からの報告内容 **施設様式1** を確認のうえ、**開設要請** **市町様式1** をする。
- **広域避難**を要する場合は、県に支援を要請する。
- 福祉避難所の**開設状況等を整理** **市町様式2** するとともに、更新する。





教訓・事例

社会福祉法人からの被害情報の報告（東日本大震災）

- 宮城県は、社会福祉法人（118法人）の被災状況について、発災日の平成23年3月11日18:00に電子メールにて照会したものの、およそ1か月後の4月5日時点で回答があったのは55法人であり、その**把握が完全にできなかった**。

> 事業継続計画（BCP）の策定と施設間連携

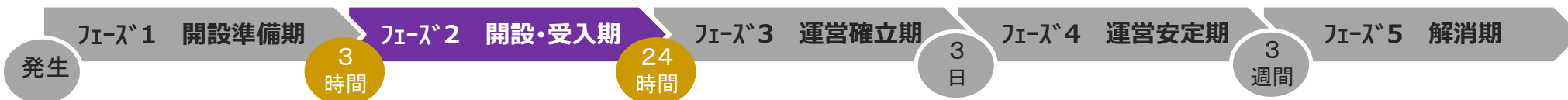
- 施設において、**福祉避難所を迅速かつ円滑に開設**するため、また**福祉避難所の早期解消**を図るうえで、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定が重要である。
- BCPの策定にあたり、福祉事業者の多くは小規模であり、施設単独で対応することが困難な場合がある。そのため、①自治体との連携、②施設のグループ法人内の連携のほか、③**他の施設との地域内連携**を図り、地域単位で支援体制を構築することが必要。



フェーズ 2

開設受入期（3時間～24時間）





☑ 開設

市町 施設

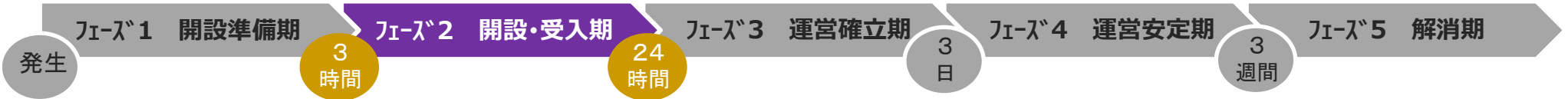
- 市町からの開設要請 **市町様式1** を受けて、福祉避難所を**開設**する。
- 施設の入口に立て看板を掲示するなどにより、当該施設が福祉避難所であること、**要援護者を対象とした施設**であることを周知する。

☑ 開設の周知

市町 施設

- 福祉避難所を開設した場合には、要援護者及びその家族、消防団、自主防災組織、支援団体等に速やかに**周知**する。
- 市町は、県に、**フェニックス防災システム**を通じて報告する。





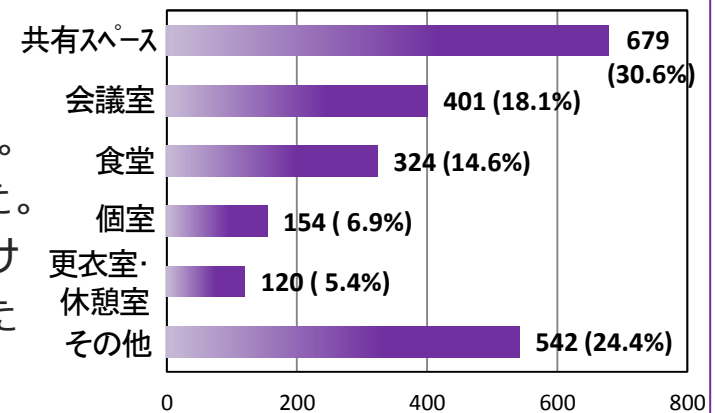
☑ 受入れスペースの確保・レイアウトの作成

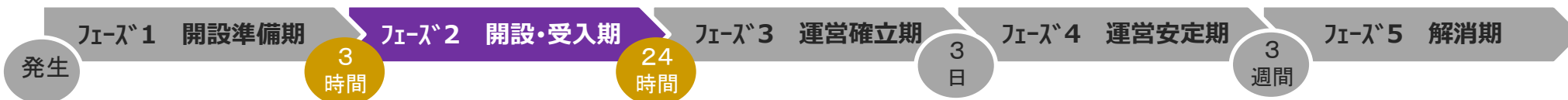
● 市町 ● 施設

- 施設内の福祉避難所として利用可能な範囲を確認し、受入れスペースを確保する。
- 居住スペースは、**1人あたり2～4㎡を目安に、交流スペースや会議室のスペース等**を利用する。
- 居住区間にパーティションを設置するなど、プライバシーを確保する。
- 市町からのトリアージ結果 **市町様式5** に記載のある**受入れ対象者の身体の状態等**を踏まえ、受入れ等のレイアウトを作成する。

> 福祉避難所の利用スペース

- 福祉避難所の施設管理者(2,000施設)を対象に内閣府が実施したアンケートにおいて、福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース」であり、679施設であった。次いで、「会議室」で401施設、「食堂」で324施設の順であった。一方、個室は、154施設であった。「その他」についても、「サービス用スペース（デイルーム）」、「訓練室」や「作業室」といった共有スペースがほとんどとなっている。





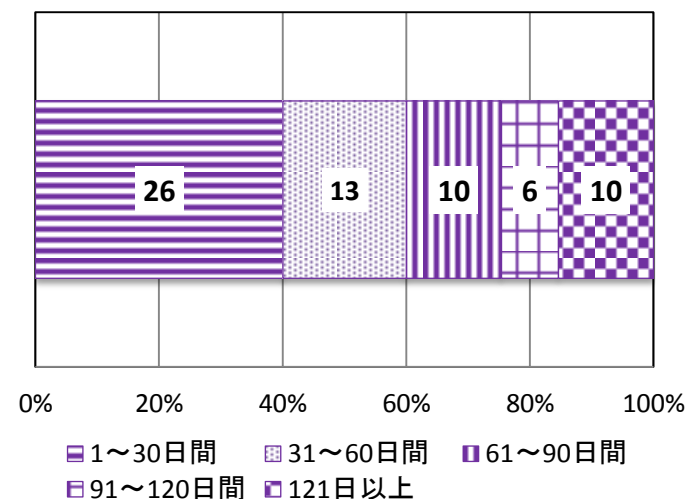
☑ 開設期間 ● 市町 ● 施設

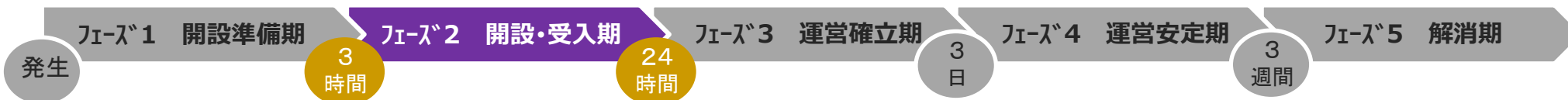
- 開設の期間は、要援護者の避難支援が必要となる期間とする。
- ※ 内閣府告示に基づき、原則として、災害発生の日から**7日以内**となっている。
- ※ 7日間で福祉避難所を閉鎖することが困難な場合、速やかに県に連絡する。

教訓・事例

岩手県での福祉避難所開設期間（東日本大震災）

- 岩手県内で65箇所福祉避難所が開設された。多くは災害発生後5日以内に開設され、延べ3,620日・約27,000人が避難した。
- 1箇所あたりの開設期間の平均は55.7日(約2か月)、**中央値は38日(約1か月)、最長の施設で167日(およそ5.5か月)**であった。
また、26か所(40%)で開設期間が1か月以内であった一方、10か所(15%)で121日(およそ3か月)以上要している。





☑ 福祉避難所担当者の派遣

● 市町 ● 施設

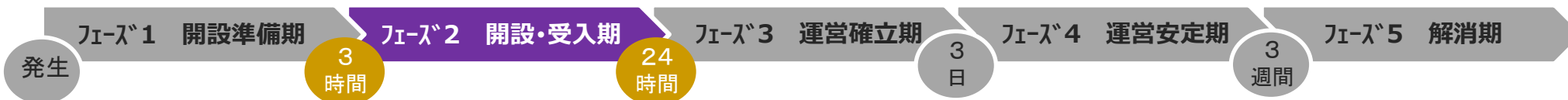
- 施設管理者等との連携のもと福祉避難所の運営にあたるため、直ちに福祉避難所担当を各福祉避難所に派遣する。
- **大規模災害発生当初**、直ちに派遣する職員を確保できない場合は、**施設管理者等の協力**を得て対応を図る。
- 市町職員だけでは確保が困難な場合は、他の自治体などの**応援職員の派遣**を県に要請す

教訓・事例

被災自治体職員による避難所運営(熊本地震)

- 益城町職員へのアンケート調査によると、震災発生後1カ月半を過ぎた5月末まで、「**避難所運營業務**」に**最も多く従事したと答える職員が突出して多く**、「災害対策本部運営・全庁的な人事・応援の受入調整」や「被害情報の収集・通信の確保」といった初動対応の業務に最も多く従事したと答える職員は少ない。
- 熊本地震では、被災市町村において、発災直後から多くの職員が避難所運営に従事し、**災害対策本部機能が麻痺**した。災害発生直後、被害情報を収集し、それをもとに災害対策本部で応急対策の方針を決定するとともに、応援職員の受入れ等による災害対応体制の早期構築などの初動対応が重要である。





☑ 支援体制の構築 ● 市町 ● 施設

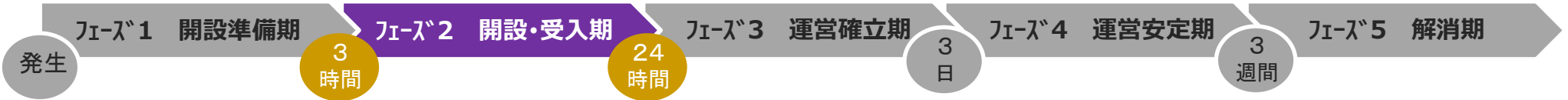
〔市町（災対本部）〕

- 福祉避難所全体の運営を**マネジメント**するため、災害対策本部に「**災害時要援護者班**」を設置するなど、福祉避難所担当との連絡・調整体制を図る。
- 要援護者支援に関わる官民の関係機関や関係団体などで構成する「**災害時要援護者支援連絡会議（仮称）**」を適宜開催する。

〔施設（現場）〕

- 市町等の福祉避難所担当職員と調整のうえ、**役割分担**を行い、運営体制を構築
施設様式2 する。
- 市町福祉避難所担当職員、施設職員、保健師、避難者（家族）の代表者やボランティア等で**福祉避難所運営委員会**を設置するなど、連携した支援体制を構築する。





教訓・事例

被災自治体職員による避難所運営(熊本地震)

- 新潟県及び柏崎市は、保健師等からの要援護者の避難に対する情報の一元化と福祉避難所間の連絡調整を図るため、新潟県老人福祉施設協議会が運営を受諾した「柏崎小学校コミュニティホームはまなす」を基幹的な福祉避難所「福祉避難所本部」として選定した。
- 福祉避難所本部を設置・運営することにより、定期的な情報交換、相談体制機能など指揮命令系統体制が図れた。また、入所時に当たり、一般避難所の保健師や柏崎市、社会福祉士会等の関係機関から必要な情報が得られ、受入れ体制は混乱なく行うことができた。

〔福祉避難所本部の役割〕

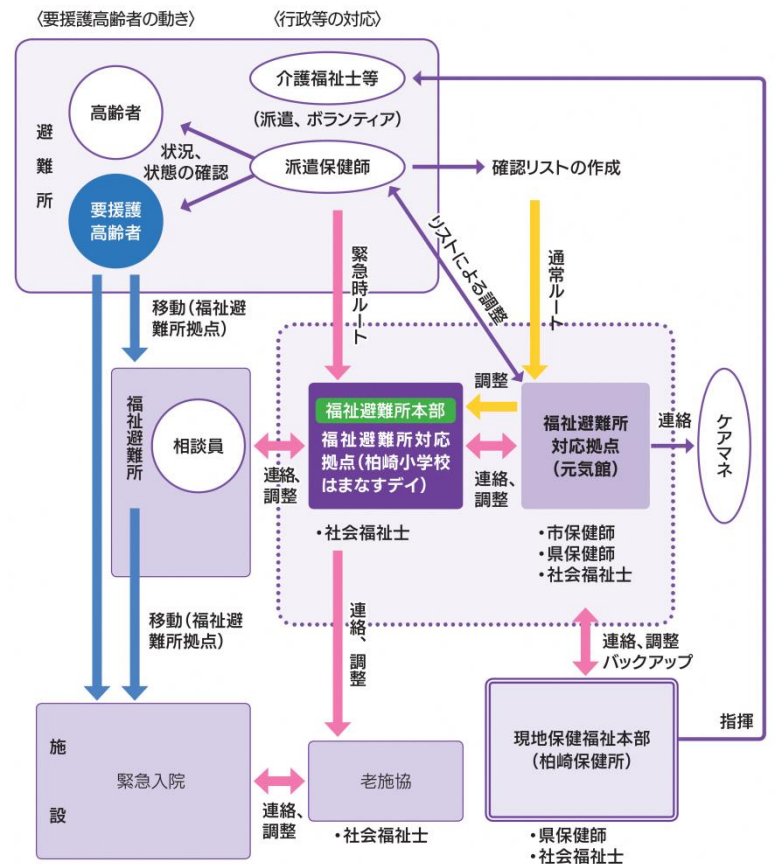
① 各福祉避難所との連絡調整

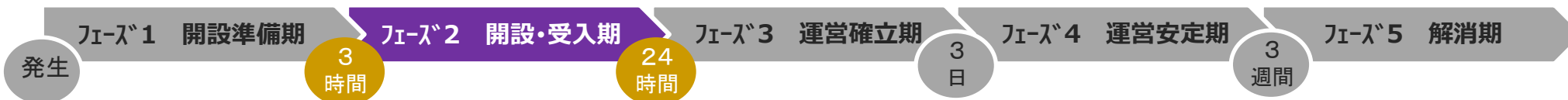
- ・利用者数定時報告(1日2回)及び利用者の動向報告
- ・各福祉避難所の物資の状況や運営に関する課題などを集約のうえ対応

② 行政機関(県・市)等との連絡調整

「元気館」(在宅避難者への対応を行う保健師の活動拠点)から提供される福祉避難所の利用が見込まれるケースの情報を集約のうえ受入れ調整

〔要援護者(高齢者)支援のスキーム〕





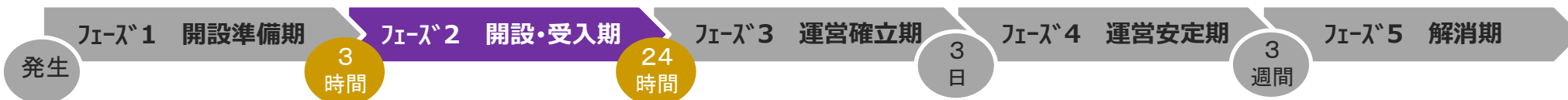
☑ 要援護者の把握 ● 市町 ○ 施設

- 避難行動要支援者名簿等をもとに、**要介護度や障害支援区分の状況等**を考慮して福祉避難所に避難を要する対象者を抽出する。

☑ トリアージ ● 市町 ○ 施設 個別支援計画の策定等を通じ、福祉避難所に直接避難することが望ましい。

- 受入れ先の福祉避難所の選定においては、要援護者が日頃から利用している施設がある場合は、その施設をマッチングするよう努める。
- 福祉避難所に**受入対象者を連絡** 市町様式4 する。
- 受入れ後の円滑な支援を実施するため、対象者の**トリアージ結果**（身体の状態や支援の優先度等の判断） 市町様式5 を福祉避難所に提供する。
- 福祉避難所での受入対象者以外で特別な配慮を必要とする要援護者は、一般の避難所の**福祉避難室**で受け入れ、医療を要する要援護者または福祉避難所での避難生活が困難な要援護者については、緊急入院・緊急入所を行う。





教訓・事例

福祉避難所への避難過程（東日本大震災、広島土砂災害、熊本地震）

- 近年の災害における調査・研究結果では、要援護者の福祉避難所への避難過程は、一般の避難所からのトリアージ（スクリーニング）を受けたケースよりも、ケアマネジャー等の介在によって、**自宅から直接福祉避難所に避難したケースが多い**ことが判明している。
 - ▶ **東日本大震災（岩手県）**
岩手県内で開設された福祉避難所を調査した結果、一般避難所において特別な配慮が必要な避難者を選別し福祉避難所に避難させるという、これまで想定されていた経路を辿った者は少なかった。
 - ▶ **平成26年広島土砂災害**
福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、日頃からデイサービスや在宅介護を受けている高齢者は、施設やケアマネジャー主導により、一次避難所を介さず、自宅から直接福祉避難所へ移動したことが明らかになった。
 - ▶ **熊本地震**
福祉避難所となった特養等へのヒアリング調査の結果、一次避難所からのスクリーニングを受けて福祉避難所へ移る要配慮者も確認できたが、ケアマネジャー等の介在によって福祉避難所に移る要配慮者が多数いた





一般避難所のユニバーサル化（京都府）

『福祉避難コーナー設置ガイドライン』
(H25策定・H29改訂) 参照

➤ 一般避難所のユニバーサルデザイン化（ハード対策）

- 要援護者を一部に固めず、共に過ごせる環境整備
- 必要に応じて、教室の開放等による個室スペースの設置や「福祉避難コーナー※」を設置
- 事前のレイアウト作成および訓練による見直しを推奨

➤ 地域の人材養成（ソフト対策）

- 京都DWAT（福祉専門職）、福祉避難サポートリーダー（市町村職員、福祉施設職員、社協職員、教職員等）や**福祉避難サポーター**（地域住民）の養成



福祉避難サポーター

- 避難所において要配慮者のニーズに対応できる人材
- 避難所運営において「要配慮者班」を担当
- 要配慮者が参加する防災訓練等を通じ、避難所の設営やサポート方法を学習

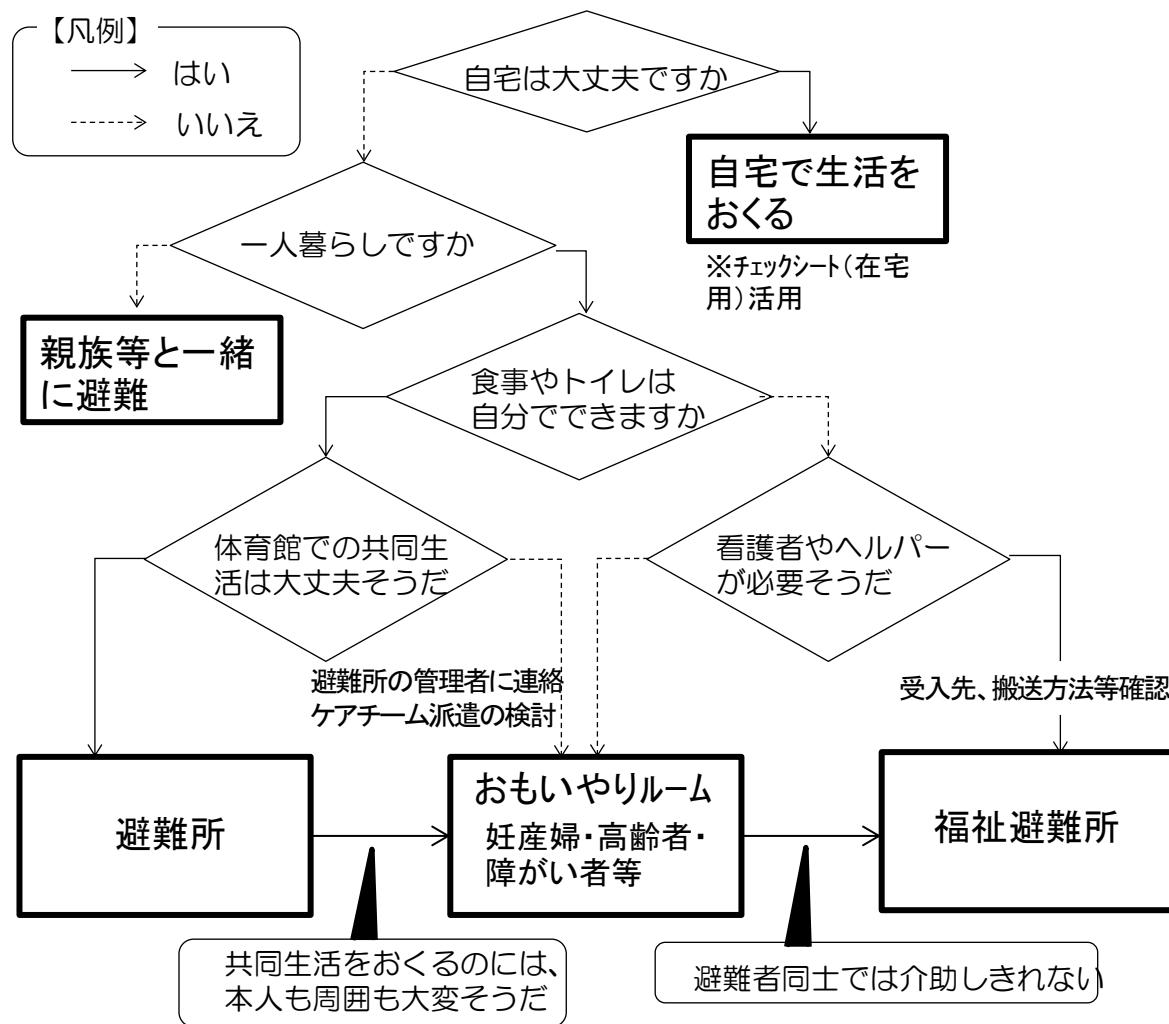


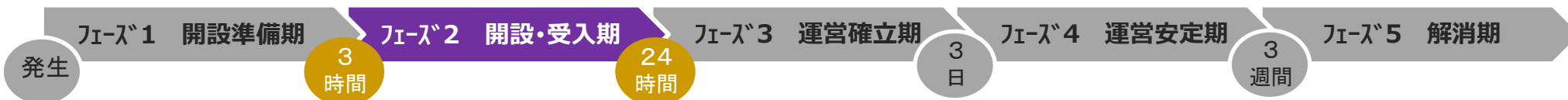


福祉避難所対象者のトリアージ（東京都武蔵野市）

『武蔵野市地域防災計画』（H25改訂）参照

- 一般避難所、おもいやりルーム、福祉避難所、医療機関等に振り分ける基準「**介護トリアージ（仮称）**」を実施
- 専門的なケアは必要ないが、一定の配慮が必要な避難者（妊婦、精神障害者、認知症の方等）のための「**おもいやりルーム**」を設置
- おもいやりルームは音楽室や多目的ルーム等アクセスの良い1階の教室のほか、近隣のコミュニティセンター等の和室等に設置





☑ 移送 ● 市町 ○ 施設

- 支援団体や社会福祉協議会等の協力を得て、福祉車両等を**手配**する。

📄 福祉車両等の提供に関する協定（白石市）

宮城県白石市では、民間事業者と福祉車両の提供に関する協定を締結している。

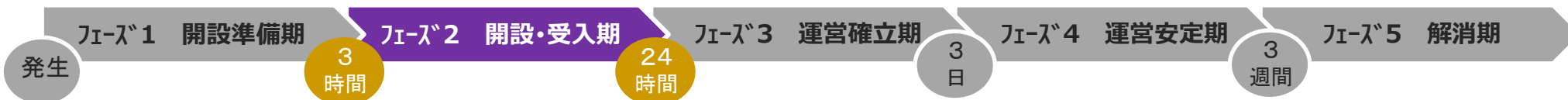
📄 福祉避難所への要援護者移送に関する協定（姫路市）

兵庫県姫路市では、神姫バス（株）と災害時における福祉避難所への要援護者移送に関する協定を締結している。

☑ 要援護者の受入れ ○ 市町 ● 施設

- **個別支援計画（マイプラン）**で福祉避難所へ直接避難する者のほか、**市町から連絡**のあった対象者を原則受け入れる。
- 受入れ後の円滑な支援のため、対象者の一般避難所での**トリアージ結果**（身体の状態や生活に必要な支援等）**市町様式5**の提供を依頼する。





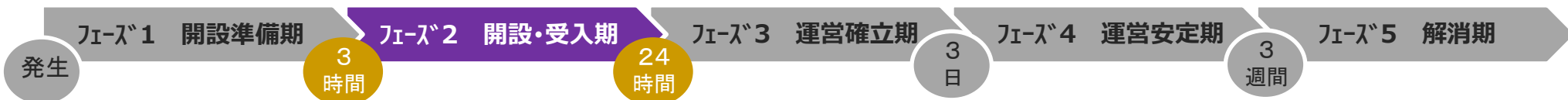
☑ 避難者名簿の作成 市町 施設

- **市町様式4** 及び **市町様式5** をもとに**避難者名簿** **施設様式3** を作成する。
- 避難者が福祉避難所を退去するときは、退所後の生活支援につなげるため、**退去先の確認・把握**に努める。

☑ 避難状況の確認・報告 市町 施設

- 避難者名簿により、各福祉避難所の**避難状況を整理**する。
- 市町は、県に、**フェニックス防災システム**を通じて、避難状況を報告する。





☑ 支援ニーズの聴き取り

● 市町 ● 施設

- 一般避難所でのトリアージ結果を踏まえ、要援護者及びその家族に**要援護者の状態やそれに応じた支援ニーズ**を聴き取る。
- 要援護者の中には自身の情報や必要な支援をうまく伝えることが困難な者がいるため、ヘルプマーク・ヘルプカード等も活用し、支援ニーズを確認する。
- 聴き取った支援ニーズを市町に連絡する。
- 要援護者の状態やそれに応じた支援ニーズは刻々と変化するため、**相談窓口**を設置するなどにより、継続的に把握する。

☑ 支援ニーズの把握

● 市町 ● 施設

- 食料・物資の確保、人材の確保や緊急入所・緊急入院の要否を判断するため、避難者名簿等により、福祉避難所で聴き取った個々の支援ニーズを把握する。
- 避難者名簿に記載のある要援護者の避難先や必要な支援のニーズ等の情報を**地域包括支援センター等関係機関で共有**する。なお、要援護者から情報共有することについての同意を得ておく。



フェーズ 3

運営確立期（24時間～3日）





☑ 食料・物資等の要請 市町 施設

- 備蓄状況を確認し、当面（3日分程度）必要と考えられる物資や資機材（以下「物資等」という。）の**品目や数量を確認**する。
- 必要数量を市町に**要請** **施設様式4** する。

☑ 食料・物資の確保 市町 施設

- 各福祉避難所から要請 **施設様式4** のあった食料・物資の**品目や数量**をとりまとめる。
- 避難状況や備蓄状況を勘案のうえ、**要援護者の特性**に応じた食料・物資を調達する。
- 調達した食料・物資を福祉避難所に**連絡** **市町様式6** する。





☑ 施設・設備の補修や資機材の確保

● 市町 ● 施設

- 市町は、災害により施設・設備が破損している場合、福祉避難所の運営上必要な**手すりやスロープ**などを補修する。
- 各福祉避難所から**要請** **施設様式4** のあった資機材の品目や数量をとりまとめる。
- **避難状況や備蓄状況**を勘案のうえ、物資を調達する。
- 調達した資機材を福祉避難所に**連絡** **市町様式6** する。

☑ 食料・物資等の管理

● 市町 ● 施設

- 物資等の**受払簿** **施設様式5** を作成する。
- 物資等の**受入れ状況及び在庫状況を確認**し、必要に応じて、市町に要請する。





トイレ対策の詳細は『避難所等におけるトイレ対策の手引き』（県HP）を参照

☑ トイレ対策 ● 市町 ○ 施設

- 各施設の被害状況 **施設様式1** や、福祉避難所からの要請 **施設様式4** を踏まえ、災害用トイレ（携帯トイレ・組立トイレ等）や清掃用品を確保する。
- トイレの清掃に必要な**水の確保先を施設に連絡**する（給水車の状況や近隣の井戸・耐震性貯水槽等の所在）。

☑ トイレの対応 ○ 市町 ● 施設

- 設置場所等の諸条件や要援護者の特性・ニーズに応じた災害用トイレ（様式）、おむつ等の確保を市町に**要請**する。
- トイレを我慢しないように呼びかけるとともに、保健師等が問診により便の回数を確認する。
- 近隣の井戸や耐震性貯水槽などを確認し、断水時の**生活用水を確保**する。





☑ 廃棄物（生活ごみ等）処理

● 市町 ● 施設

〔市町（災対本部）〕

- 廃棄物の**収集ルート**に福祉避難所を組み込むよう調整する。
- 受入れ状況を踏まえた収集スケジュールを決定し、福祉避難所に連絡する。

〔施設（現場）〕

- 発生するごみの処理については、**ごみ集積場所を指定**し、避難者や介添えの家族等への周知を徹底する。
- ごみの収集スケジュールを市町に確認し、収集日に忘れずに処理する。

☑ 食中毒・感染症対策

● 市町 ● 施設

〔市町（災対本部）〕

- 食中毒や感染症の未然防止を図るため、市町の保健師が中心となり、リーフレットの配付等による**普及啓発**や**巡回指導**を行う。

〔施設（現場）〕

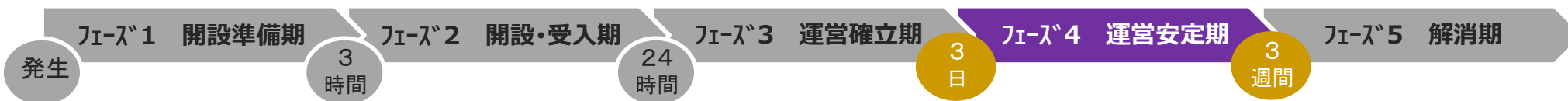
- 感染症を防止するため、避難者及びその家族や支援者等にマスクの着用、食事前や外出から帰ってきた際の**手洗い・うがい**の徹底を周知する。



フェーズ4

運営安定期（3日～3週間）





☑ 人的支援の要請 市町 施設

- 福祉避難所の運営に必要な人材の確保を**市町に要請** **施設様式6** する。
- 平時から施設の運営に協力してもらっているボランティアや支援団体に要請する。

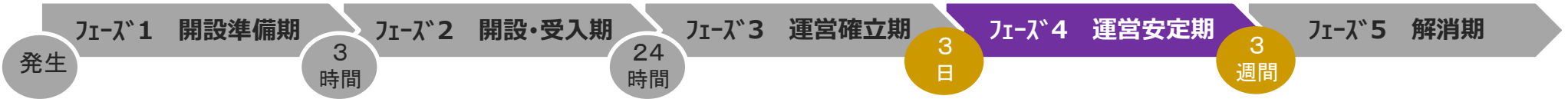
☑ 人材の確保 市町 施設

- 施設からの人的支援の要請 **施設様式6** を受けて、関係機関と**人材確保の調整**を行う。
- 災害救助法上の、概ね10人の要援護者に対し1人の**生活相談員**（要配慮者に対して日常生活の支援・相談業務等を行うことができる者）等を福祉避難所に配置する。
- 災害ボランティアセンターを通じて、福祉避難所の運営支援のための**一般ボランティア**の派遣を依頼する。

📝 福祉避難所介護等ボランティアの登録（愛西市）

愛知県愛西市では、看護や介護の資格・経験のある者や、手話通訳や手話奉仕のできる者等を募集・登録している。



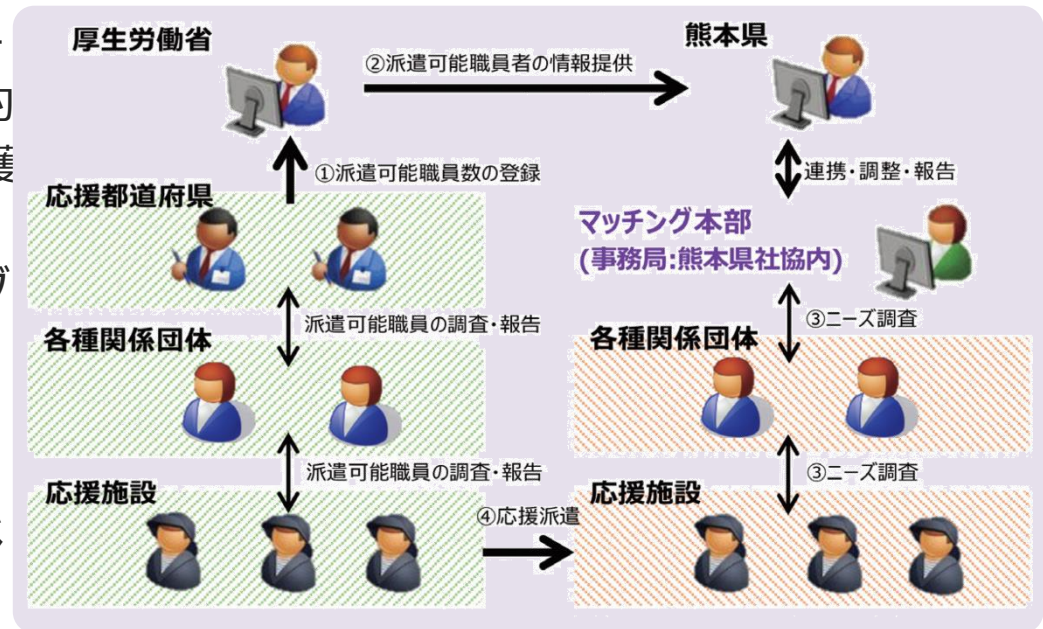


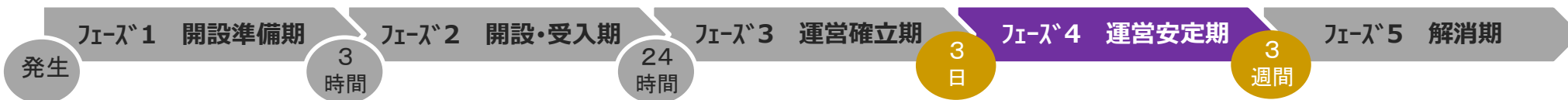
教訓・事例

介護職員等の応援派遣（熊本地震）

〔介護職員等の応援派遣スキーム〕

- 熊本県では、熊本県内の社会福祉施設の入所者等の生活を支援するため、4月27日に熊本県社会福祉協議会内に「**マッチング本部**」を設置し、被災した社会福祉施設等に介護職員等を派遣する広域的な体制を構築した。
- マッチング本部では、被災施設等へのニーズを聴き取ったうえで、厚生労働省で集約した都道府県からの応援派遣可能な介護職員等の情報をもとに、応援職員の派遣調整（マッチング）を実施した。マッチング本部によるマッチング件数は34事業所・延べ2,458人（平成28年8月31日現在）となったほか、他の団体による派遣調整結果のとりまとめを含めると**87事業所・延べ6,938人**となった。





☑ 人材の配置

● 市町 ● 施設

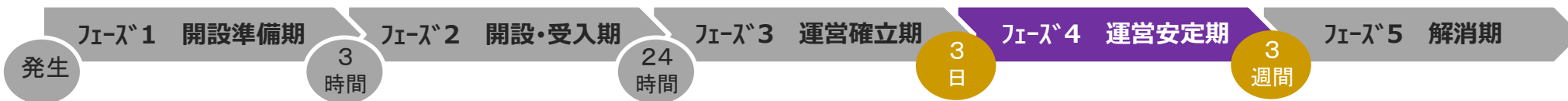
- 福祉避難所担当（派遣）職員、施設職員、専門ボランティア、一般ボランティア、自主防災組織等の**役割分担・運営体制** **施設様式2** を決める。
- 支援に来たボランティア等は入れ替わるため、ボランティアや自主防災組織等の支援者に**オリエンテーション**を行い、当該施設における福祉避難所の運営方法やシフト体制等について伝達する。

教訓・事例

コーディネーターの配置（東日本大震災）

- 福祉避難所の運営には医療を中心とした他職種連携が必要であるため、福祉避難所を運営する**コーディネーター**が必要である。東日本大震災時の石巻市では、保健師が担当した。





☑ 避難者の健康管理

● 市町 ● 施設

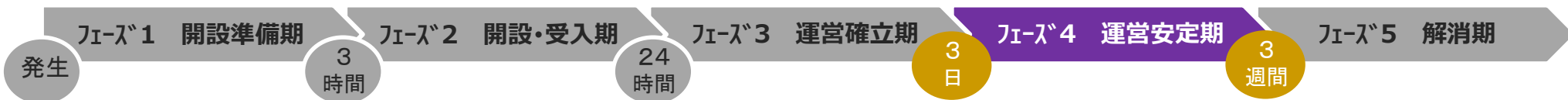
- 巡回する保健師の問診等により、個々の避難者の健康状態を適宜確認・記録するとともに、保健師の問診等の結果を踏まえ、今後の健康管理の方法や**緊急入所・緊急入院**の可否を市町と相談する。
- 高齢者は脱水症状に陥りやすいため、温度管理や水分補給を行うなど熱中症対策を行う（脱水は、尿路の感染症や心筋梗塞、エコミークラス症候群などの原因になる。）。

☑ 健康の確保

● 市町 ● 施設

- 保健師の巡回により、避難者の健康状態の確認や健康相談を行う。
- **JMAT（日本医師会災害医療チーム）兵庫**や**兵庫県災害支援ナース**の派遣巡回について、県と調整のうえ実施する。





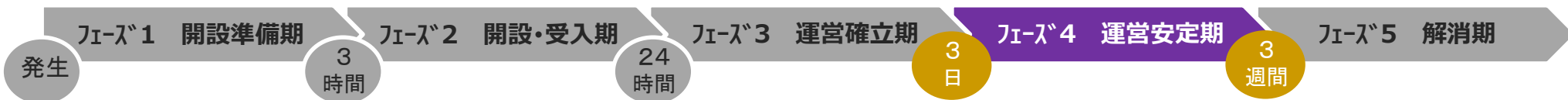
☑ 相談窓口の設置 ● 市町 ● 施設

- 要援護者が避難生活や自立に向けた相談を行いやすい環境を整えるため、要援護者やその家族の相談に対応する**相談窓口**を設置し、生活相談員、保健師やDPAT（災害派遣精神医療チーム）等による総合的な福祉及び健康相談等を行う。
- 相談内容は記録し **施設様式7**、施設のスタッフ、市町や保健師等と共有する。また、必要に応じて、病院・支援団体等と連携して対応する。

☑ こころのケア ● 市町 ● 施設

- トラウマ（心的外傷）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）を防止するため、保健師等を派遣する。
- **兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）**の派遣について、県と調整する。





☑ 緊急入所・緊急入院 ● 市町 ○ 施設

- 施設からの報告等により、避難生活の長期化及び心身の不調で福祉避難所での避難生活が困難な避難者、医療処置や治療が必要な避難者は、社会福祉施設への緊急入所や緊急入院を実施する。

☑ 移送 ○ 市町 ● 施設

- 避難者の身体状況等の悪化により、福祉避難所での生活が困難と認められる場合、市町に報告する。
- 対象者の家族、ボランティア、消防団や自主防災組織等の協力を得て病院や専門施設へ移送する。





☑ 生活支援情報の提供

○ 市町 ● 施設

- 被害情報、生活情報、行政情報などの必要な情報を収集し、福祉避難所に随時提供する。
- 情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、**手話通訳者の配置**や**コミュニケーションボード**の活用等により、個別に情報提供を行う。



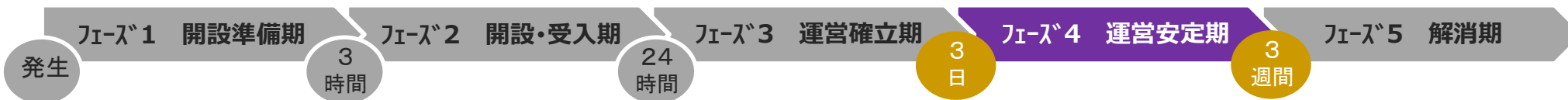
コミュニケーションボード（洲本市）

☑ 生活支援情報の提供

● 市町 ○ 施設

- **情報の種類ごとに整理**し、施設内の掲示板等への掲示、各避難者への配布等により提供する。
- 情報が確実に伝わるよう、避難者数や避難者の状況に応じて、手話通訳者やコミュニケーションボードの活用等により、個別に情報提供を行う。





☑ 問い合わせ・取材等への対応方針の決定 ● 市町 ● 施設

- 報道機関からの取材への対応は、災害対策本部で対応する。
- カメラ撮り等の現地における取材については、福祉避難所担当が対応する。

☑ 問い合わせ・取材等への対応 ● 市町 ● 施設

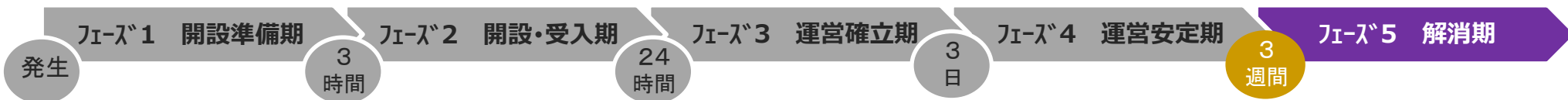
- 作成した避難者名簿等に基づき、個人情報に留意のうえ、安否確認等への問い合わせに対応する。
- マスコミ関係者等が福祉避難所の居住空間に立ち入る際は、施設管理者の了解を得たうえで行うものとする。



フェーズ 5

解消期（3週間～）





☑ 閉鎖に向けた準備

● 市町 ● 施設

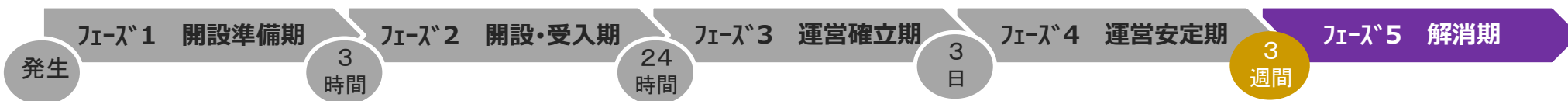
- 福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を検討する。
- 避難している要援護者及びその家族に十分に説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求める。

☑ 閉鎖

● 市町 ● 施設

- 閉鎖時期については、市町と連携してあらかじめ避難者に周知する。
- 他の福祉避難所と統合する場合などで避難者個々への対応が必要となる場合は、市町と協議し、対応策を検討する。





☑ 経費の請求等

● 市町 ● 施設

- 福祉避難所の運営に要した経費を市町に報告 **施設様式8** する。
- 市町が精査し、了承が得られた後、請求書 **施設様式9** を提出する

☑ 現状回復・経費の精算

● 市町 ● 施設

- 避難している要援護者が退去し、福祉避難所を閉鎖したときは、必要な原状回復を行う。
- 施設に福祉避難所に係る経費の報告 **施設様式8** を求め、適正に支出されているか確認のうえ、請求書 **施設様式9** の提出を求める。
- 請求された経費について、精査の上、施設に支払う。
- 福祉避難所に要した経費のうち、災害救助法上の対象経費を県に報告する。



Plan

訓練の企画



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

☑ 訓練の企画

- 実効性を高めるため、市町の福祉部局と防災部局が企画主体となって、福祉避難所の施設職員、要援護者とその家族のほか、関係団体、自主防災組織、地域住民や県など、**多様な主体**の参加を図る。

☑ 訓練目的（訓練の効果）

- 訓練の企画、実施、検証の過程を通じたマニュアル作成
- 地域住民への福祉避難所の役割理解と運営への関与
- 役割分担の明確化と「顔の見える関係づくり」による連携強化
- 個々の職員、要援護者とその家族の対応能力向上



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

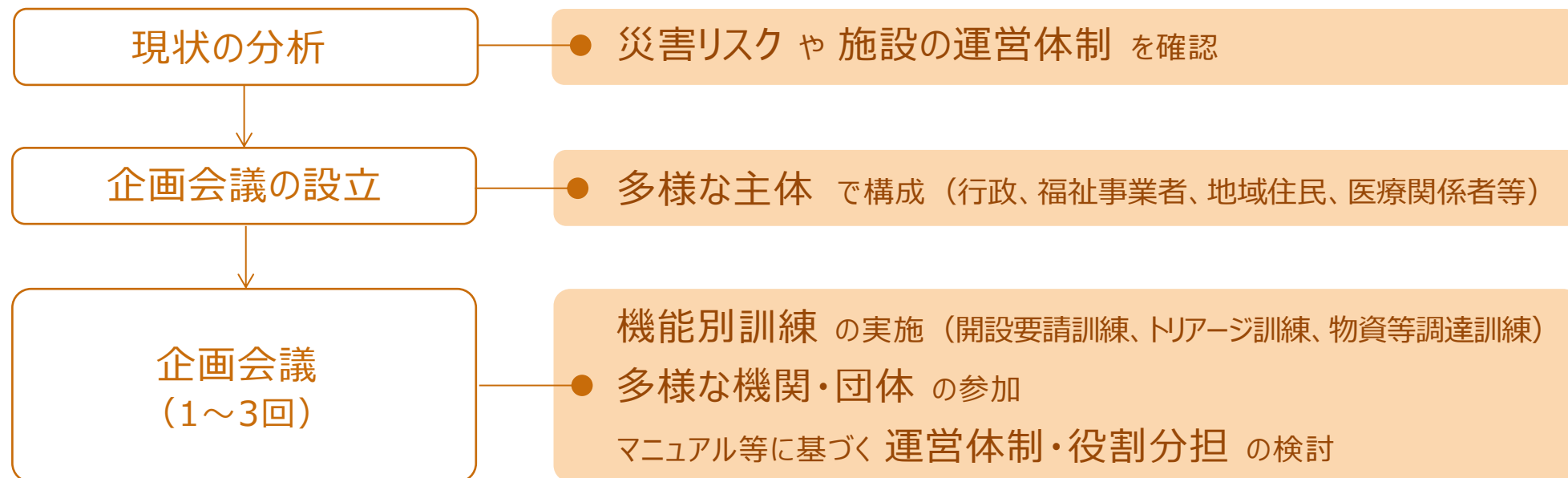
Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

☑ 企画手順

- 行政と施設で災害リスクや運営体制などを現状分析したうえで、企画会議を開催し、訓練を企画 **訓練様式1** する。



Do

訓練の実施



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

☑ 直前の対応

- 運営訓練実施前に、**参加者**への説明・リハーサル、**地域住民**への説明、**講評者**への説明、他の施設や**マスコミ**への広報、資機材の最終確認等を行う。

＜参加者への説明・リハーサル＞

- ・ 企画会議メンバー以外の参加者へ訓練目的の理解、役割分担の認識を図るための説明会を行う。
- ・ 必要に応じて、リハーサルを実施する。
- ・ 説明会で説明する内容やリハーサルで実施する内容は、情報のブラインド範囲に応じて決定する。
- ・ 介護認定者や障害者等の要援護者本人が訓練に参加する場合は、本人や家族にシナリオや不慮への対応について、きちんと説明する。

＜地域住民への説明＞

- ・ 福祉避難所の役割や対象者の周知、訓練への理解と発災時の福祉避難所の運営への協力を得られるよう、施設周辺の地域住民への説明や回覧板による周知を行う。

＜講評者への説明＞

- ・ 講評者が訓練の企画に参加していない場合は、訓練目標や評価項目、シナリオ等について丁寧に説明する。

＜マスコミへの広報や他施設への見学依頼＞

- ・ マスコミや他の施設に訓練実施を広報し、取材や見学に来てもらうよう努める（他施設への訓練実施への動機付けや一層充実した訓練への参考となる）。



Check

訓練の検証



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

☑ アンケート

<アンケート項目の例>

- ① 訓練の企画手続きは適当であったか。
- ② 企画会議の構成員の範囲や検討内容は適当であったか。
- ③ 福祉避難所の開設・運営の手順や方法、関係機関との連携などについて、良かった点、課題や改善点はあるか。
- ④ タイムスケジュールどおり行動できたか。
- ⑤ 現状の分析や訓練を踏まえ、今後取り組まなければならないと考える予防対策は何か。また、関係者（市町であれば施設、関係機関や地域住民）の支援・協力が必要と考えられることは何か。
- ⑥ このたびの訓練のシナリオのほか、起こりうる想定外の事象はどういったものか。

☑ 振り返り（意見交換やワークショップの開催）

- アンケートを踏まえ、意見交換やワークショップ等を行い、参加者の意見を共有し、**改善策**を図る。



Action

運営体制の改善



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

☑ マニュアルや計画の策定・改訂

- 訓練の企画（Plan）、実施（Do）及び検証（Check）を通じて、訓練を実施した施設における福祉避難所の開設・運営マニュアルを策定・改訂する。
- 市町は、必要に応じて、各種のマニュアルや計画を改訂する。
- アンケートや振り返りのワークショップ等で意見のあった、今後取り組む必要があると考える**予防対策**や、市町、施設あるいは関係機関において**支援・協力すべきこと**について、それぞれの主体で検討する。

☑ 関係機関や住民等への周知

- 改訂したマニュアルや計画について関係機関に周知する。
- 訓練の実施結果を広報し、地域住民等に福祉避難所の役割等を周知するとともに、福祉避難所の運営等への協力を得られるよう努める。



Case Study

事例集（モデル事業）



Plan 訓練の企画

Do 訓練の実施

Check 運営確立期

Action 運営安定期

Case Study 事例集

再掲



訓練内容は、マニュアルに記載のほか、動画で視聴（「ひょうごチャンネル」URL:<http://hyogoch.jp/>）できます。

市町名	実施日	施設名	訓練の特徴
姫路市	H29.9.3(日)	いやさか苑	聴覚障害者への手話通訳による情報提供を伴う訓練
明石市	H29.9.1(金)	市立総合福祉センター	一般の避難所に設ける福祉避難室から福祉避難所への移送訓練
芦屋市	H29.7.2(日)	芦屋アラベラの家	民生委員や自治会等が参画した地域と連携した訓練
伊丹市	H30.1.21(日)	いたみ杉の子	福祉避難所設置・運営マニュアルに基づく訓練
丹波市	H29.9.3(日)	丹寿荘	大丹波連携による県外自治体と連携した訓練
南あわじ市	H30.1.27(土)	さくら苑	津波浸水被害想定地域での訓練
朝来市	H30.2.20(火)	立雲の郷	市職員の手順を確認することに焦点を当てた訓練
淡路市	H29.11.5(日)	北淡中学校	福祉避難室でのトリアージに基づく福祉避難所開設訓練
宍粟市	H29.11.19(日)	メイプル福祉センター	社会福祉協議会との手話通訳者の派遣調整を伴う訓練
太子町	H29.12.3(日)	虹	防災リーダーの専門的知識やノウハウを生かした訓練



3. まとめ

福祉避難所運営マニュアルの作成・充実

マニュアルに基づく

フィードバック

市町・施設・関係団体と協働による福祉避難所運営訓練の実施

訓練の企画・実施・検証

意見交換会等による
「顔の見える関係」づくり

気づきによる予防対策の促進



4. おわりに

福祉避難所運営マニュアルの策定のほか**関連施策**を含めた**総合的な対策**が必要

